

登録証券会社の状況

平成 年 月末日現在

証券会社名	登録番号	登録年月日	資本金	認可業務の状況		
				店頭売買	元引受け	P T S
			億円			

(注) 1. 資本金順に記載すること。

2. 認可業務の状況欄には、認可を受けている業務については認可年月日を、受けていない業務については - を記入すること。

確認事務処理状況報告書

平成 年 月

証券会社又は銀行等名 (部署名)	受 理 年月日	確 認 申 請 書 の 内 容					処 理 状 況	
		関係者名	役 職	顧客名	事故の 概要	利益提 供額	処理年 月日	処理の 内容

(記載要領)

- 1 「事故の概要」欄及び「提供しようとする財産上の利益の額」については、確認申請書の中から該当事項を抜粋して記載する。
- 2 「処理の内容」欄については、「確認」と「確認拒否」とに区分して、それぞれ次のように記載する。
 - (1) 「確認」の場合は「証券会社の行為規制等に関する命令」(「外国証券業者に関する省令」第24条第12項において準用する場合を含む。)第5条又は「金融機関の証券業務に関する省令」第22条の該当条項を記載する。
 - (2) 「確認拒否」の場合はその理由を記載する。
- 3 「証券会社の行為規制等に関する命令」第6条第2項及び「金融機関の証券業務に関する省令」第23条第2項の規定に基づく報告については記載を要しない。

類似商号使用者に対する警告書（案）

株式会社 証券

代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券会社でない者は証券取引法第31条第2項の規定により、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の商号は同規定に抵触していると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとします。

また、証券業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「証券取引法」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

（注） 是正措置予定の回答は、概ね、発送日から2週間を目途する。（以下の案文についても同じ。）

「証券会社と紛らわしい商号例」

証券会社と紛らわしい商号に関しては、一般に「証券会社と誤認されるおそれ」の有無により個別に検討するものとするが、使用例を掲げれば次のとおりである。

「証券」という文字に他の文字を組み合わせているが、その商号から証券会社と紛らわしいもの

〔例示〕

証券取引、 証券売買、 証券取次、 証券投資、 証券商事、
証券短資、 証券委託、 証券媒介、 証券代理

但し、「 抵当証券」のように証券取引法上の有価証券でないもので他の法律に根拠のあるものや、「 証券印刷」のように明らかに証券会社と異なるものは除く。

「証券」という文字は使用していないが、その商号から証券会社と紛らわしいもの

〔例示〕

株式委託、 株式投資、 株式取次、 株式売買、 株式取引、
株式代理（債券でも同様）

類似商号使用者に対する警告書（案）

証券委託株式会社

代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券会社でない者は証券取引法第31条第2項の規定により、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととなっております。

貴社の商号は同規定に抵触するおそれがあると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

また、証券業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「証券取引法」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

類似商号使用者に対する警告書（案）

証券委託株式会社

代表取締役社長 殿

財 務 局 長

先般、貴社の商号は、証券取引法第31条第2項の規定に抵触するおそれがあると認められるので、直ちに商号変更を行うよう警告したところでありますが、当局のその後の調査により、貴社の商号は同規定に抵触していると認められます。（また、貴社の業務は、証券業に該当することも判明しました。）

証券会社でない者が、その商号のうち証券会社であると誤認されるおそれのある文字を使用（したり、証券業を営んだり）することは、証券取引法の規定により固く禁じられておりますので、直ちに商号変更される（とともに、当該行為を取り止める）よう再度警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

（注）（ ）内は、当該業者が無登録で証券業を行っている場合の警告文である。

無登録で証券業を行っている者に対する警告書（案）

商事株式会社

代表取締役社長 殿

財 務 局 長

証券業は、内閣総理大臣の登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は証券業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を平成 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

連絡箋

属性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答案			
処理			

応接箋

属性			
日時・場所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照会者		応接者	
照会内容			
回答			
備考			

証券会社に関する苦情受付票

属 性			
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 [電話・来局・文書]		
証券会社名			
申出者		応接者	
苦 情 内 容			
摘 要			

証券会社登録番号台帳

____財務局

登録番号	登録年月日	証券会社名
(証)第 号	年 月 日	

(注) 登録を抹消した場合には、一線を引くものとする。

文 書 番 号

年 月 日

(商 号)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

財 務 (支) 局 長

印

証券業の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、証券取引法第62条第3項の規定に基づき通知します。

記

登録年月日

年 月 日

登録番号

財務(支)局長(証)第 号

第 号
平成 年 月 日

証券株式会社
取締役社長 殿

財務局長

改善報告書の提出について

平成 年 月 日付 第 号をもって貴社に通知した検査結果に係る
問題点に関し、証券取引法（昭和23年法律第25号）第59条第1項の規定に基づき
、改善報告書の提出を命ずる。

なお、改善報告書には具体的な改善策及び実施時期を明記し、平成 年 月
日（ ）までに報告されたい。